

- 組織
運営団体/指定管理者
公益財団法人 鳥取県教育文化財団

- 施設概要

敷地/県有地 4,271㎡
建物/本館棟 鉄筋コンクリート造 5階建(一部2階) 延4,165㎡
ホール棟 鉄筋コンクリート造 2階建 延 995㎡
駐車場/63台(内ハートフル駐車場1台)

- 開館時間・休館日

区分	ホール・講義室・研修室等
開館時間	●月曜日～土曜日……………9時から21時まで ●日曜日・祝日……………9時から19時まで
休館日	年末年始(12月29日から1月3日まで) この他に機器点検等のため臨時休館する場合があります。

- 事務所・入居団体及び貸出施設

- 1階 鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)
レストラン なじみ亭
- 2階 鳥取県立人権ひろば21ふらっと
(公社)鳥取県人権文化センター
- 3階 団体交流室1 鳥取県PTA協議会
鳥取県高等学校PTA連合会
鳥取県連合婦人会
鳥取県連合青年団
ガールスカウト鳥取県連盟
日本ボイスカウト鳥取連盟
鳥取県子ども会育成連絡協議会
鳥取県文化団体連合会
- 団体交流室2 (公財)鳥取県教育文化財団
団体交流室3 (社福)鳥取県身体障害者福祉協会
団体交流室4 (公財)鳥取県国際交流財団
団体交流室5 鳥取県人権教育推進協議会

貸出施設一覧

階別	室名	面積㎡	定員
	ホール	548.39	487(ラッシュ椅子席3)
1階	ホール控室(1)	14.54	5
	ホール控室(2)	21.10	9
	小研修室(和室1)	37.37	18
	小研修室(和室2)	37.37	18
2階	ロビー・ホワイエ	258.45	—
	中研修室(4)(フロアリング室)	71.82	30
	中研修室(5)(フロアリング室)	71.82	30
	小研修室(4)	35.91	24
4階	大研修室	89.78	60
	中研修室(1)	53.87	30
	中研修室(2)	53.87	30
	中研修室(3)	53.87	30
	小研修室(1)	35.91	24
	小研修室(2)	35.91	24
5階	小研修室(3)	35.91	24
	講義室	196.05	120
	中研修室(音楽室・スタジオ)	71.82	30
	パソコン研修室	48.20	20

事業案内

生涯学習関連事業

- 生涯学習情報提供
生涯学習に関する情報を提供します。情報誌やホームページに情報を掲載します。
- 学習機会の提供
各種講座があります。受講者募集時には、ポスター・ちらし等で随時ご案内します。
- 生涯学習相談
講座情報の紹介や研修会等の講師紹介ほか生涯学習に関する様々なご相談をお受けします。
- 生涯学習支援
生涯学習スクール「まなび」
県民ふれあい会館で自主的かつ定期的に生涯学習活動を行う団体等で、条件を満たせば活動を支援します。
- 生涯学習展示コーナー・ランチタイムコンサート
1階ロビーに生涯学習展示コーナーを設けています。皆様の生涯学習成果発表の場としてご利用ください。条件を満たせば無料でご利用できます。作品の販売、入場料の徴収はできません。
- ふれあい文庫
皆様からいただいた本を1階ロビーの「ふれあい文庫」コーナーに置いていきます。面倒な手続きなしで気軽に利用できます。



- 問い合わせ先
鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)
〒680-0846 鳥取市扇町21番地

総務係(施設貸出)……………TEL 0857-21-2266
生涯学習係……………TEL 0857-21-2331
技術管理係……………TEL 0857-21-2266

FAX 0857-21-2267

E-mail info@fureaikaikan.jp URL http://fureaikaikan.jp

鳥取県立生涯学習センター

県民ふれあい会館

Tottori
Prefectural
Lifelong
Learning
Center

県民ふれあい会館

集いふれあい 情報発信

みんなが笑顔で集い、学びあう。
生涯学習の場として、
幅広く利用できます。



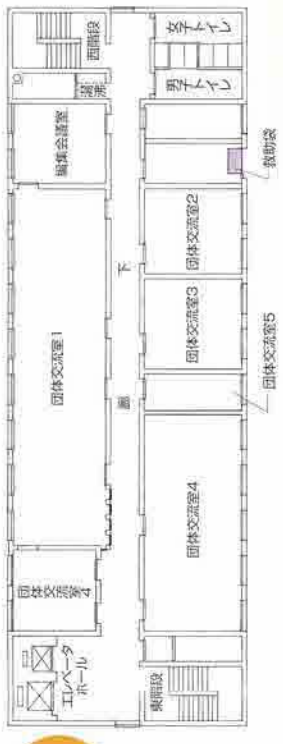
5階 講義室
120人収容できます。講演会・研修会等に利用できます。

5F

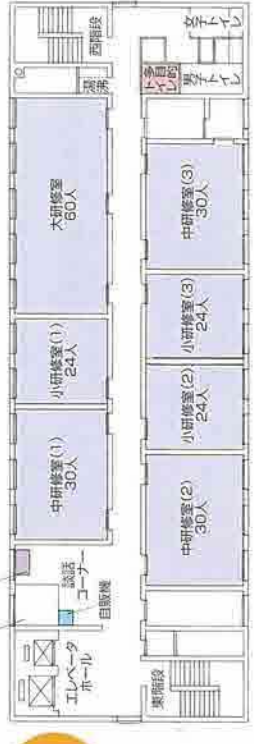


1階 ロビー
明るく光が射し込む1階ロビーは、
生涯学習の成果発表の場としても、
利用できます。
ゆったりくつろぐことのできる憩いの
スペースです。

3F



4F

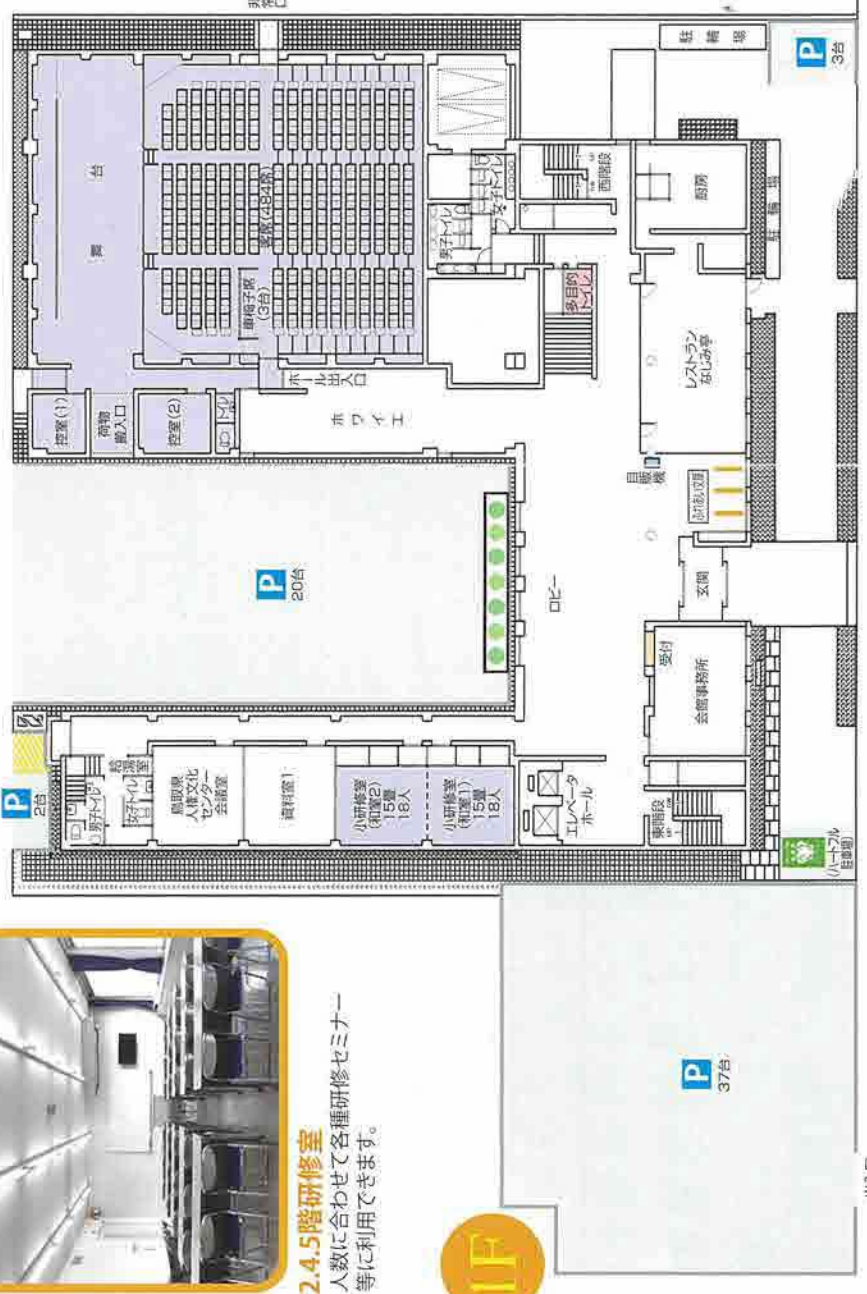


1階 ホール
音響・照明設備が整っています。
大会・講演会・発表会等にご利用ください。



2.4.5階 研修室
人数に合わせて各種研修セミナー
等に利用できます。

2F



5階 中研修室 (音楽室・スタジオ)
楽器・歌の練習や録音・ビデオ撮影等に利用できます。



2階 中研修室 (4)(5)
ダンス等にご利用いただけます。



1階 小研修室 (和室)
18名収容可能な和室では、着付け等、
各種研修で利用できます。

■ 貸出部分 ■ 多目的トイレ

出入口

資料 2

鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例

昭和 54 年 10 月 20 日

鳥取県条例第 32 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(平元条例 14・平 17 条例 90・一部改正)

(設置)

第 2 条 生涯学習の振興に資するため、鳥取県立生涯学習センター(以下「生涯学習センター」という。)を鳥取市に設置する。

(平元条例 14・一部改正)

(指定管理者による管理)

第 3 条 教育委員会は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、生涯学習センターに係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 生涯学習センターの施設設備の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、生涯学習センターの管理に関する業務のうち、知事及び教育委員会のみの権限に属する事務を除く業務

(平元条例 14・平 17 条例 90・一部改正)

(指定管理者の管理の期間)

第 4 条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日(当該指定を受けた日が 4 月 1 日である場合は、当該日)から 5 年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(平 17 条例 90・追加、平 20 条例 8・一部改正)

(指定管理者の選定基準)

第 5 条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 16 年鳥取県条例第 67 号)第 4 条第 1 項の規定による申請があつたときは、同条例第 5 条第 1 号から第 3 号までの基準によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行うものとする。

- (1) 指定管理者が、教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用を確保するとともに、教育委員会と連携及び調整をとり、生涯学習センターの利用促進を図ること。
- (2) 生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興を図ること。
- (3) その他教育委員会が生涯学習センターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(平 17 条例 90・追加、平 18 条例 53・一部改正)

(開館時間及び休館日)

第 6 条 生涯学習センターの開館時間は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

2 生涯学習センターの休館日は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

(平 17 条例 90・追加)

(利用の許可)

第 7 条 生涯学習センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許

可」という。)をしなければならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 生涯学習センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (4) 国、地方公共団体、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体、一般社団法人、一般財団法人及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人以外の者が、物品の販売、あっせん、寄附金その他の金品の募集又は勧誘行為を行うために生涯学習センターの施設設備を利用しようとするものであるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、生涯学習センターの管理上支障があるものとして教育委員会規則で定める場合に該当するとき。
- 3 指定管理者は、生涯学習センターの管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(平元条例14・一部改正、平17条例90・旧第4条繰下・一部改正、平20条例58・一部改正)

(行為の制限等)

第8条 生涯学習センターにおいては、次の行為をしてはならない。

- (1) 生涯学習センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、生涯学習センターへの入館を拒み、又は生涯学習センターからの退去を命ずることができる。

(平17条例90・追加)

(措置命令)

第9条 指定管理者は、生涯学習センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(平17条例90・追加)

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(平17条例90・追加)

(利用料金)

第11条 生涯学習センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(平元条例14・一部改正、平17条例90・旧第5条繰下・一部改正)

(利用料金の減免)

第 12 条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(平 17 条例 90・旧第 6 条繰下・一部改正)

(教育委員会規則への委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、生涯学習センターの管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

(平元条例 14・一部改正、平 17 条例 90・旧第 8 条繰下)

附 則

この条例は、昭和 54 年 12 月 15 日から施行する。

附 則(昭和 58 年条例第 16 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年条例第 14 号)

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年条例第 14 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年条例第 12 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年条例第 11 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 90 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第 3 条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則(平成 18 年条例第 53 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 8 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせることとした同項に規定する指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年条例第 58 号)

この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

資料3

生涯学習センター収支状況

(単位:千円)

区 分		H30年度実績	R3年度実績	R4年度実績	R5年度計画	R6年度積算※	備考
収入		103,562	108,869	112,153	109,862	104,336	
特別 会計 一般	利用料収入	16,352	12,960	13,293	14,147		
	取扱手数料収入	784	518	525	510	16,663	
	雑収入・繰越金等	7	3,551	3,990	3,860		
	県指定管理料	86,419	91,840	94,345	91,345	87,673	
支出		100,586	107,868	113,774	119,025	104,336	
特別 会計	管理費	99,333	106,766	112,668	117,025	104,336	
	人件費	46,138	50,453	50,316	54,506	62,003	
	旅費	434	71	186	612		
	諸謝金	10	0	0	10		
	消耗品費	4,424	2,402	3,473	730		
	燃料費	18	8	16	34		
	食糧費	6	0	0	1		
	印刷製本費	291	147	118	216		
	光熱水費	12,975	14,312	18,777	24,641		
	修繕費	4,337	3,721	4,379	1,018		
	役務費	1,698	1,680	1,728	1,753		
	委託料	13,114	17,030	15,581	14,615		
	使用料及び賃借料	3,234	3,095	2,881	2,981		
	負担金	82	84	85	56		
	公課費	3,834	5,028	4,759	4,455		
	事業費	8,738	8,735	10,369	11,397		
	賃金・共済費		554	0	0		
	諸謝金	366	0	683	1,027		
	旅費	42	119	287	575		
	消耗品費・燃料費	563	680	754	936		
	食糧費	38	16	50	121		
	印刷製本費	2,708	3,458	3,593	4,062		
	役務費	2,032	1,929	2,066	2,289		
	委託料	2,696	1,629	2,377	1,628		
	使用料及び賃借料	293	350	559	759		
	予備費	0	0	0	0	0	
	一般 会計	給与費	1,253	1,102	1,106	2,000	0
職員人件費・共済費		838	679	691	923	0	
事務費		415	423	415	1,077	0	
会議費		10	7	7	30		
諸謝金		0	0	0	50		
旅費		92	18	0	230		
需用費等		64	135	80	241		
役務費		109	19	49	142		
委託料		0	0	0	30		
使用料及び賃借料		0	72	103	130		
負担金		12	12	12	24		
公課費		128	160	164	200		
収支差額		2,976	1,001	▲ 1,621	▲ 9,163	0	

※令和6年度
以降の光熱
費は別途加
算

※「R6年度積算」の指定管理料収入は、次期指定管理期間(R6～10年度)の予算総額の単年度割り戻し額。(補足)

1. 特別会計は指定管理業務に係る費用、一般会計は指定管理者の本部会計にかかる費用である。
2. 令和3年度の県指定管理料には、新型コロナウイルス感染症によるキャンセル等の減収補填427千円を含む。
3. 令和4年度の県指定管理料には、光熱費の高騰にかかる費用補填3,000千円を含む。

資料4

生涯学習センターの利用者数等の実績

令和2年度

区分		社会教育活動のための利用		社会教育活動以外のための利用		会館事業のための利用		合計	
		利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数
ホール	全体	0	0	756	8	0	0	756	8
	うち減免	0	0	0	0	0	0	0	0
講義室	全体	107	2	3,498	99	100	5	3,705	106
	うち減免	107	2	304	9	100	5	511	16
大研修室	全体	234	19	3,342	199	8	3	3,584	221
	うち減免	185	15	203	11	8	3	396	29
中研修室	全体	146	15	10,874	1,280	111	17	11,131	1,312
	うち減免	111	12	302	26	111	17	524	55
小研修室(洋室)	全体	32	8	10,034	1,550	64	7	10,130	1,565
	うち減免	32	8	598	66	64	7	694	81
小研修室(和室)	全体	0	0	6,221	751	0	0	6,221	751
	うち減免	0	0	0	0	0	0	0	0
ロビー・ホワイエ	全体	0	0	0	0	75	65	75	65
	うち減免	0	0	0	0	75	65	75	65
編集会議室	全体	973	152	63	15	10	1	1,046	168
	うち減免	973	152	63	15	10	1	1,046	168
合計	全体	1,492	196	34,788	3,902	368	98	36,648	4,196
	うち減免	1,408	189	1,470	127	368	98	3,246	414

令和3年度

区分		社会教育活動のための利用		社会教育活動以外のための利用		会館事業のための利用		合計	
		利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数
ホール	全体	160	2	3,371	39	808	12	4,339	53
	うち減免	160	2	756	7	74	2	990	11
講義室	全体	17	1	3,757	103	102	4	3,876	108
	うち減免	17	1	173	7	102	4	292	12
大研修室	全体	271	21	2,442	164	19	1	2,732	186
	うち減免	222	15	239	15	19	1	480	31
中研修室	全体	123	15	17,134	2,067	57	13	17,314	2,095
	うち減免	123	15	459	41	57	13	639	69
小研修室(洋室)	全体	123	21	11,515	1,782	142	44	11,780	1,847
	うち減免	111	20	905	83	142	44	1,158	147
小研修室(和室)	全体	0	0	3,496	469	30	2	3,526	471
	うち減免	0	0	0	0	30	2	30	2
ロビー・ホワイエ	全体	0	0	0	0	121	143	121	143
	うち減免	0	0	0	0	121	143	121	143
編集会議室	全体	1,017	178	28	5	21	2	1,066	185
	うち減免	1,017	178	28	5	21	2	1,066	185
合計	全体	1,711	238	41,743	4,629	1,300	221	44,754	5,088
	うち減免	1,650	231	2,560	158	566	211	4,776	600

令和4年度

区分		社会教育活動のための利用		社会教育活動以外のための利用		会館事業のための利用		合計	
		利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数
ホール	全体	470	6	4,031	41	1,106	21	5,607	68
	うち減免	470	6	613	9	1,106	21	2,189	36
講義室	全体	56	4	5,000	143	421	11	5,477	158
	うち減免	56	4	520	20	421	11	997	35
大研修室	全体	378	26	3,615	188	123	9	4,116	223
	うち減免	330	21	523	20	123	9	976	50
中研修室	全体	119	11	18,863	2,166	547	39	19,529	2,216
	うち減免	119	11	685	64	547	39	1,351	114
小研修室(洋室)	全体	47	8	11,813	1,715	450	51	12,310	1,774
	うち減免	46	7	587	57	450	51	1,083	115
小研修室(和室)	全体	30	2	3,528	460	90	8	3,648	470
	うち減免	30	2	0	0	90	8	120	10
ロビー・ホワイエ	全体	0	0	0	3	68	148	68	151
	うち減免	0	0	0	0	68	148	68	148
編集会議室	全体	885	196	55	14	10	4	950	214
	うち減免	885	196	55	14	10	4	950	214
合計	全体	1,985	253	46,905	4,730	2,815	291	51,705	5,274
	うち減免	1,936	247	2,983	184	2,815	291	7,734	722

生涯学習センター利用料金一覧

1 施設の利用料金

区 分	金 額	冷暖房料
ホ ー ル	1時間につき 5,230円	1時間につき 1,570円
講 義 室	1時間につき 1,930円	1時間につき 580円
パソコン研修室	1時間につき 310円	1時間につき 90円
大 研 修 室	1時間につき 830円	1時間につき 250円
中 研 修 室	1時間につき 520円	1時間につき 150円
小研修室(洋室)	1時間につき 310円	1時間につき 90円
小研修室(和室)	1時間につき 310円	1時間につき 90円
ロビー・ホワイエ	1平方メートルにつき1日 50円	
団 体 交 流 室	1平方メートルにつき1月 1,390円	施設利用料の100分の35に相当する額(1円未満の端数は切り捨てるものとする)

備 考

- (1) ホール、講義室、パソコン研修室又は研修室の利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- (2) ロビー・ホワイエの利用面積若しくは利用期間が1平方メートル未満若しくは1日未満であるとき、又は利用面積若しくは利用期間に1平方メートル未満若しくは1日未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1日として計算するものとする。
- (3) 団体交流室の利用面積若しくは利用期間が1平方メートル未満若しくは1月未満であるとき、又は利用面積若しくは利用期間に1平方メートル未満若しくは1月未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1月として計算するものとする。

2 設備の利用料金(ホール利用の場合のみ)

設 備	単位	1時間 当たり 金額(円)	設 備	単位	1時間 当たり 金額(円)
ワイヤレスマイク	1本	100	1kwサスペンションライト	1台	100
ダイナミックマイク	1本	50	500wサスペンションライト	1台	50
コンデンサーマイク	1本	50	750wソースフォーライト	1台	100
エレベーターマイク	1本	100	ステージスポットライト	1台	50
プレーヤー	1台	100	ステージスポットパーライト	1台	50
MDプレーヤー	1台	150	フットライト	1台	50
テープレコーダー	1台	100	エフェクトマシン	1台	50
ステージスピーカー	1式	50	スボックス	1台	50
ピンスポットライト	1台	210	音響反射板	1式	480
シーリングライト	1台	150	ピアノ	1台	210
トータルライト	1台	100	ホール用プロジェクター	1台	360
ボーダーライト	1回路	100	液晶プロジェクター	1台	80
アップーホリゾンライト	1回路	100	コンセント	1口1kw	50
ローホリゾンライト	1回路	100	展示パネル※	1枚	50
			平台※	1台	100

※展示パネル1枚、平台1台の料金は1日当たりの金額

備 考

- (1) 設備の利用時間は、ホールの利用時間と同一として計算するものとする。
- (2) ピアノの利用料には、調律料は含めないものとする。
- (3) ダイナミックマイク、シーリングライト及びボーダーライトの利用料の算定に当たっては、ダイナミックマイクについては、実際に利用した本数から1本を減じた数を、シーリングライトについては実際に利用した台数から4台を減じた数を、ボーダーライトについては実際に利用した回路数から2回路を減じた数をそれぞれ利用料として算定する。

- (4) コンセントの利用料の算定にあたっては、利用する設備器具の定格消費電力を合計して得た数値により算出するものとし、当該数値が1kw未満であるとき又は1kw未満の端数があるときは、1kwとして計算するものとする。

3 設備の利用料金（ホール以外の設備）

設 備	単 位	金 額
ピアノ	1台	1時間につき 210円
液晶プロジェクター	1台	1時間につき 80円
研修室パソコン	1台	1時間につき 120円
研修室パソコン用プリンター	1枚	1枚につき 20円
コンセント	1口	1kw 1時間につき 50円
展示パネル	1枚	1日につき 50円
CDデッキ	1台	1時間につき 50円
マイク	1本	1時間につき 50円

備 考

- (1) ピアノの利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- (2) ピアノの利用料には、調律料は含めないものとする。
- (3) 研修室パソコン用プリンターについて、用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。
- (4) コンセントの利用料の算定にあたっては、使用する設備器具の定格消費電力を合計して得た数値により算出するものとし、当該数値が1kw未満であるとき又は1kw未満の端数があるときは、1kwとして計算するものとする。
- (5) マイクの利用料の算出にあたっては、実際に使用した本数から1本を減じた数を使用したものとして利用料を算出する。

生涯学習センターの利用料金の減免基準

1 ホール、講義室及び研修室

減 免 事 由	減 免 率	
	講演会・講習会・研修会・研究会・研究大会等	展示会・集会・総会等
(実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないもの及び物品等の販売や展示品の即売を主たる目的としないものに限る。)		
一 社会教育活動として利用する場合における施設使用料（設備利用料を除く。）の減免		
1 社会教育関係団体その他の団体が社会教育活動として行う講習会・講演会・展示会その他の集会等のために利用するとき。		
(1) 地方公共団体（鳥取県及び鳥取県教育委員会の事業として利用する場合を除く。）が社会教育活動として利用するとき。	10/10	
(2) 社会教育関係団体が社会教育活動として利用するとき。	10/10	1/2
(3) 芸術文化団体が芸術文化活動として行う展示会・講演会・講習会等のために利用するとき。	10/10	1/2
(4) 教育研究団体が教育研究活動として行う研修会・講習会等のために利用するとき。	10/10	1/2
2 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障がい有する者(以下「障がい者」という。)の社会参加を促進すると認められるとき。		
(1) 障がい者及びその介護者が利用者の半数以上を占めるとき		10/10
(2) 障がい者及びその介護者が利用者の半数に満たないとき		1/2
(3) 利用者が特定されないとき		10/10
3 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定による医療受給者証の交付を受けた者（以下「難病患者」という。）の社会参加を促進すると認められるとき。		
(1) 難病患者及びその介護者が利用者の半数以上を占めるとき		10/10
(2) 難病患者及びその介護者が利用者の半数に満たないとき		1/2
(3) 利用者が特定されないとき		10/10
4 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)の社会参加を促進すると認められるとき。		
(1) 要介護者等が利用者の半数以上を占めるとき		10/10
(2) 要介護者等が利用者の半数に満たないとき		1/2
(3) 利用者が特定されないとき		10/10
二 社会教育活動以外の目的で利用する場合における施設利用料（設備利用料を除く。）の減免		
1 社会福祉団体が社会福祉の振興を図るために行う行事等に利用するとき。	10/10	1/2
2 鳥取県（以下「県」という。）が出資し、又は補助金を交付している団体が利用するとき		
(1) 団体の基本財産等に対する県の出資の比率又は団体予算に対する県の補助金の比率が30パーセント未満のとき		1/3
(2) 団体の基本財産等に対する県の出資の比率又は団体予算に対する県の補助金の比率が30パーセント以上60パーセント未満のとき		1/2
(3) 団体の基本財産等に対する県の出資の比率又は団体予算に対する県の補助金の比率が60パーセント以上のとき		2/3
三 鳥取県、鳥取県教育委員会及び学校等が利用する場合における施設利用料及び設備利用料に係る額の減免		
1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技	10/10	

<p>能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であつて知事が別に定める基準に該当するものが、学生等が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。</p> <p>2 鳥取県及び鳥取県教育委員会の事業として利用するとき。</p>	<p>10/10</p>
--	--------------

2 団体交流室

減 免 事 由	減 免 率
<p>一 全県下に下部組織があつて、それを統括する団体であり、かつ全県的な社会教育に関する活動を行う団体が利用するとき</p>	<p>2/3</p>
<p>二 県が出資し、又は補助金を交付している団体が利用するとき</p>	
<p>(1) 団体の基本財産等に対する県の出資の比率又は団体予算に対する県の補助金の比率が30パーセント未満のとき</p>	<p>1/3</p>
<p>(2) 団体の基本財産等に対する県の出資の比率又は団体予算に対する県の補助金の比率が30パーセント以上60パーセント未満のとき</p>	<p>1/2</p>
<p>(3) 団体の基本財産等に対する県の出資の比率又は団体予算に対する県の補助金の比率が60パーセント以上のとき</p>	<p>2/3</p>
<p>三 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他別に定める基準に該当する心身に障がい有する者、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項規定による医療受給者証の交付を受けた者（以下「障がい者等」という。）又は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定若しくは要支援認定を受けた者（以下「要介護者等」という。）の社会参加を促進する目的で使用させるとき。</p>	
<p>(1) 障がい者等又は要介護者等及びその介護者が構成員（使用者全体）の50パーセント以上のとき。</p>	<p>10/10</p>
<p>(2) 障がい者等又は要介護者等及びその介護者が構成員（使用者全体）の50パーセント未満のとき。</p>	<p>1/2</p>

資料 7

団体交流室等利用団体及び目的外使用許可事業者等の一覧

1 現在利用許可している団体交流室利用団体

団体交流室 1

利用団体名	利用人数	利用面積	使用許可期間	現在の使用料の額	備考
鳥取県PTA協議会	3人	9.9㎡	単年度	利用料 <年額> 294,680円	専用机利用
鳥取県高等学校PTA 連合会	2人	6.6㎡	〃	<積算> 1,390円×53㎡	〃
鳥取県連合婦人会	2人	6.6㎡	〃	×12月×(1-2/3)	〃
鳥取県連合青年団	2人	6.6㎡	〃	冷暖房料 <年額>	〃
日本ボーイスカウト 鳥取連盟	1人	3.3㎡	〃	冷暖房実績により算出 <積算>	
ガールスカウト鳥取県 連盟	1人	3.3㎡	〃	1,390円×50㎡× 冷暖房日数 月総日数 ×0.35	〃
鳥取県こども会育成 連絡協議会	2人	6.6㎡	〃		〃
鳥取県文化団体連合会	3人	9.9㎡	〃	その他 光熱水費、清掃代、塵 芥処分代、電話代等は	〃
計 8団体	16人	52.8㎡	—	実績により徴収	—

団体交流室 2、3、4、5

利用団体名	利用面積	使用許可期間	利用料等	備考
公益財団法人鳥取県 教育文化財団	35.91㎡	単年度	利用料減免2/3 光熱水費、清掃代、 塵芥処分代、電話代等 は実績により徴収	団体交流室 2 建物
社会福祉法人鳥取県 身体障害者福祉協会	35.91㎡	単年度	利用料は徴収しない 光熱水費、清掃代、 塵芥処分代、電話代等 は実績により徴収	団体交流室 3 建物
公益財団法人鳥取県 国際交流財団	119.28㎡	単年度	利用料減免2/3 光熱水費、清掃代、 塵芥処分代、電話代等 は実績により徴収	団体交流室 4 建物
鳥取県人権教育推進 協議会	19.46㎡	単年度	利用料減免2/3 光熱水費、清掃代、 塵芥処分代、電話代等 は実績により徴収	団体交流室 5 建物

2 現在利用許可している自動販売機

利用団体名	利用内容	利用面積	使用許可期間	現在の使用料の額	備考
戸信（株）	自動販売機設置2台 回収ボックス	2.4㎡	H31.4.1～ R6.3.31	利用料 <年額> 29,880円 <積算> 830円×3㎡×12月 取扱手数料 自動販売機による売上額の40% 電気代は実績により徴収	建物

3 現在のレストランの利用許可の状況

利用団体名	利用内容	利用面積	使用許可期間	現在の使用料の額	備考
なじみ亭	厨房	71.31㎡	R5.4.1～ R6.3.31	利用料 <月額> 29,880円 830円×72㎡×(1-1/2) 光熱水費、電話代等は実績により徴収	建物

4 現在の行政財産の目的外使用許可の状況

利用団体名	利用内容	利用面積	使用許可期間	備考
西日本電信電話（株）鳥取支店	共架線（電柱1本）	—	R4.4.1～R9.3.31	土地
日本海ケーブルネットワーク（株）	共架線（電柱1本）	—	R4.4.1～R9.3.31	
中国電力（株）	電柱1本	—	R5.4.1～R10.3.31	
	電柱1本 支線1本	—	R2.4.1～R7.3.31	

資料 8

生涯学習センター修繕実績（R2～R4）

※指定管理者が実施したもの

年度	修繕内容	実績額（円）
R 2	事務所漏水修理	5,500
	3階ファンコイル制御追加	34,100
	講義室電動ボタン移設	72,600
	地下機械室漏水修理	47,190
	東駐車場保護ポール取付作業	11,000
	調整室前室取り合い部漏水修理	352,000
	空気調和器Vベルト取替	35,937
	第二会議室・印刷室修理	451,000
	2階印刷室コンセント撤去	4,400
	排煙オペレーターフェイスカバー修理	40,150
	第二会議室電話機壁掛取付改修	38,500
	2階中研修室（4）・（5）網戸改修	324,500
	舞台照明設備備品交換	495,000
	ホール音響設備（アンプ）修理	187,000
	団体交流室5内線電話設置	33,000
	団体交流室電力メーター補助器取替	59,400
	なじみ亭排水トラップ取替	33,836
	なじみ亭レンジバーナー・五徳取替	61,358
	除雪機修理	30,349
	2階棟1階通路照明改修	363,000
	空気調和器（AC-4）修理	211,640
	2階棟1階・本館棟5階トイレ手洗器改修	359,700
	東駐車場街灯改修	495,000
	本館棟2階トイレ手洗器改修	180,400
	2階棟1階トイレ・給湯室ほか照明改修	372,900
	還気ファン（F-2）Vベルト取替	14,960
	冷温水発生機ガス遮断弁ユニット取替	499,400
	南玄関ポーチ修理	41,800
	本館棟5階廊下窓修理	44,000
	中央監視装置制御盤通信カード交換	495,000
東駐車場タイムスイッチ取替	26,400	
1階事務室照明改修	337,700	
	R 2 合計	5,758,720
R 3	ホール客席肘掛け塗装修理	489,500
	4階男子トイレ自動水栓修理	7,590
	2階棟2階入居団体電話配線改修	29,700
	鳥取人権文化センター電話機壁掛取付改修	27,500
	プロジェクター修理	16,060
	3階突出し窓修理	44,000

年度	修繕内容	実績額 (円)
	ホール音響設備パワーアンプ修理	93,500
	防火ダンパー修繕	264,000
	厨房水道メーター取替	115,940
	冷温水発生機2号機圧力計部配管取替	11,000
	防火扉修繕	341,550
	正面玄関・南側コンセント増設	59,400
	中研修室(5)出入口段差見切り取替	15,400
	中2階漏水修理	52,800
	2階資料室換気扉取替	63,800
	3階印刷機修理	13,585
	ホール舞台天井反射板ビニルクロス張替	297,000
	ホール室内温度検出器交換	51,700
	東駐車場街灯改修	495,000
	ホール調光盤箱改修	11,000
	冷温水発生機バッテリー取替	39,600
	厨房麺類釜修理	54,472
	5階廊下東側壁クロス張替	345,400
	5階廊下西側壁クロス張替	264,000
	正面玄関自動ドア修理	165,000
	プリンターLB3310修理	19,800
	屋上ポールロープ修繕	294,030
	グランドピアノペダル	38,500
		R3合計
R4	プリンターLBP修理	19,800
	東階段照明改修	198,000
	空気調和器AC-3ベルト取替	26,290
	3階吊り下げプレート取替	17,600
	屋上ポールロープ取替	34,100
	プロジェクター修理	19,360
	公用車板金修理	67,030
	屋外外壁照明器具取替	55,000
	ホール舞台監視カメラ取替	275,000
	西階段照明改修	198,000
	厨房ゆで麺機排水処理	34,441
	大研修室電話機移設	38,500
	厨房寸胴レンジバーナー修理	35,000
	自動火災報知設備修理	8,800
	2階棟2階廊下漏水修理	176,000
	ホール棟中2階漏水修理	66,000
	3階湯沸し器横水洗取替	15,180

年度	修繕内容	実績額 (円)
	小研修室 (1) スクリーン取替	121,000
	2階棟2階廊下天井補修	187,000
	ホール音響設備 (インカム) 修理	33,000
	屋上階空調器交換用フィルタ固定金具取替工事	156,200
	ホール棟控室等照明改修	484,000
	照明室手洗器修理	27,170
	4階女子トイレ手洗器自動水栓蓄電池取替	7,590
	厨房ゆで麺器ガスコック取替	47,740
	大研修室既設誘導灯撤去	7,700
	中2階ホワイエ等照明改修	440,000
	中研修室 (1) スクリーン取替	170,280
	ガス自動遮断装置取替	198,000
	正面玄関自動ドア (鍵) 修理	24,200
	1階・5階トイレ漏水修理	32,692
	正面玄関自動ドア修理	363,000
	ホール冷温水ポンプ用タイマー交換	15,730
	1階和室間仕切り改修	488,400
	1階和室間仕切り鍵設置	59,400
	1階資料室ブラインド取替	189,640
	ホール壁掛けスピーカー修理	42,130
	R 4 合計	4,378,973

<参考：県による維持修繕工事の状況>

県がこれまで実施、又は今後実施予定の主な維持修繕工事は下表のとおりです。

なお、令和6年度以降の工事は予定であり、実施時期が変更になる可能性があります。

時期	工事名
平成 22～23 年度	空調設備改修工事 (全館の冷温水発生機)
平成 25 年度	本館棟耐震改修工事
令和 2～3 年度	特定天井 (※) 耐震対策工事
令和 4 年度	ホール系統空調機本体ほか改修工事
令和 4～5 年度	ホール舞台照明設備改修工事
令和 8 年度	給水設備 (給水管) 改修工事
	自動制御設備 (※2) 機器・配線類更新工事
	空調設備部品更新工事

※1 特定天井とは、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井でホールなどの吊り天井が該当します。

※2 自動制御設備とは、室内の温度、湿度、照明や各種機器を最適にコントロールする設備です。

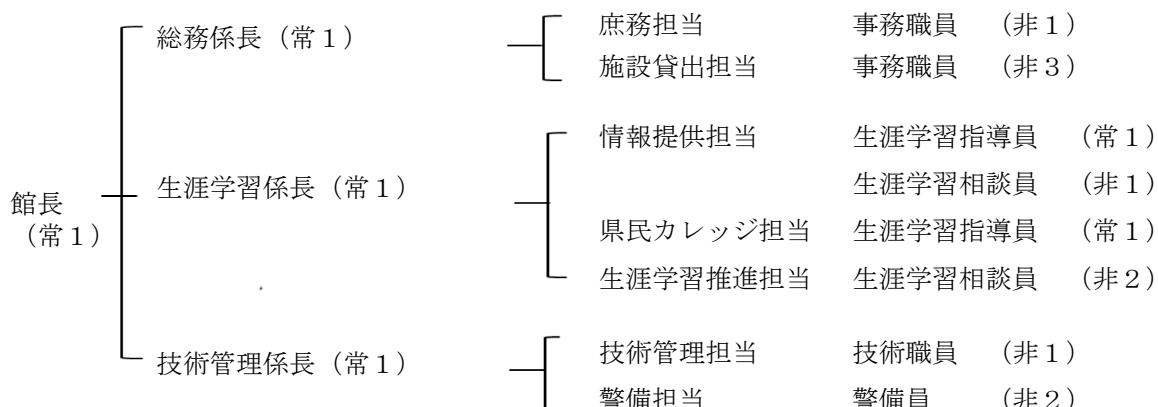
資料9

生涯学習センターへの貸付物品対象一覧

階	現在の保管場所	備品番号	品名	銘柄・規格	数量	取得金額	取得年月日
1階	エレベータホール1	354006670	ショーケース	ニッシンガラス	1	100,000	S54.12.26
1階	エレベータホール1	354006688	ショーケース	ニッシンガラス	1	100,000	S54.12.26
1階	事務所	428011738	業務用耐火金庫	株式会社エーコー CSG-65	1	148,716	H28.12.27
1階	車庫	354006556	実習台		1	110,000	S54.10.26
1階	車庫	407023728	除雪機	ホンダHS1190J	1	598,430	H8.1.17
1階	小研(和1)	354006327	額	書入り	1	50,000	S55.3.28
ホール	ホール	354006866	グランドピアノ	ヤマハ	1	2,760,000	S54.12.27
ホール	ホール	354007110	電動チェンブロック	F-1S1ton-6M	1	95,000	S55.3.25
ホール	ホール	354007218	花置台	西尾家具N-14A4-7	1	91,000	S54.12.26
ホール	ホール	354007234	演台	西尾家具N-13AL4-7	1	241,000	S54.12.26
ホール	ホール	354007595	緞帳	フック刺しゅう巾4.8m×5.5m	1	4,300,000	S55.3.31
ホール	ホール	402007986	司会者台	S-56	1	59,812	H2.5.7
ホール	ホール	410023949	ホワイトボード	コクヨBB-R736WIWI	1	68,250	H11.3.26
1階	厨房	354007617	食器戸棚	明宝精機KC-156	1	152,000	S54.10.9
1階	厨房	354007633	調理シンク	明宝精機KS-1262	1	68,000	S54.10.9
1階	厨房	354007641	2槽水切付シンク	明宝精機	1	87,000	S54.10.9
1階	厨房	405043168	寸胴レンジ	ウサミUGT-90-A	1	87,550	H5.3.31
1階	厨房	405043176	ガスレンジ	ウサミGR-126-S	1	226,600	H5.5.31
1階	厨房	421016535	業務用冷蔵庫	福島工業 IRN-40RM	1	194,250	H21.11.19
1階	厨房	425031666	麺類釜	マルゼン角槽タイプうどん釜 MGU-046G	1	182,700	H27.4.1
ホール	舞台	50001375	高所用金属操作棒	MCB-L	1	64,152	H30.3.6
ホール	ホール	421022705	舞台用照明器具(エリクソイタルス スポットライト)	松村電機製作所 S4-436	1	95,813	H22.1.22
ホール	ホール	421022713	舞台用照明器具(エリクソイタルス スポットライト)	松村電機製作所 S4-437	1	95,813	H22.1.22
ホール	ホール	421022721	舞台用照明器具(エリクソイタルス スポットライト)	松村電機製作所 S4-438	1	95,813	H22.1.22
ホール	ホール	421022730	舞台用照明器具(エリクソイタルス スポットライト)	松村電機製作所 S4-439	1	95,813	H22.1.22
5階	講義室	423000043	ステージモニタースピーカー	スピーカー JBL MRX512M	1	126,000	H23.4.12
5階	講義室	423000051	ステージモニタースピーカー	スピーカー JBL MRX512M	1	126,000	H23.4.12
ホール	ホール控室(1)	402007994	応接長椅子	セットRM36	1	79,722	H2.5.7
ホール	ホール控室(1)	402008010	応接両肘椅子		1	50,058	H2.5.7
ホール	ホール控室(1)	402008028	応接両肘椅子		1	50,058	H2.5.7
1階	ホワイエ	354007226	パーテーションベース	木原三省堂、金属製	1	67,000	S55.2.29
1階	ホワイエ	405043125	パーテーションスタンド	スタンドコクヨGB-PS6、ローブコクヨ GB-PR4G3	1	121,993	H5.5.12
1階	ロビー	50002244	掲示板スタンド	アルモード掲示板スタンド2601C	1	72,900	H30.8.23
1階	ロビー	50002462	鍵付き傘立て	コクヨUS-K60J	1	168,480	H30.10.15
1階	ロビー	50002463	鍵付き傘立て	コクヨUS-K60J	1	168,480	H30.10.15
1階	ロビー	407023221	パンフレットスタンド	コクヨZR-PS500	1	107,429	H8.3.22
2階	館長室	407023078	ポータブルワイヤレスアンプ	ナショナルWX-205C	1	135,136	H7.7.10
3階	印刷室	421016390	デジタル印刷機	理想科学工業 リソグラフ RZ670	1	1,134,000	H21.11.30
4階	談話コーナー	354006637	長椅子	コクヨCN-35BTD	1	66,500	S55.1.14
4階	談話コーナー	354006645	長椅子	コクヨCN-35D	1	77,850	S55.1.14
4階	談話コーナー	354006653	長椅子	コクヨCN-35D	1	77,850	S55.1.14

階	現在の保管場所	備品番号	品名	銘柄・規格	数量	取得金額	取得年月日
5階	講義室	408026085	ワイヤレスチューナー	ナショナルWX-4040	1	255,440	H8.7.10
5階	講義室	428013617	マルチスキャン スイッチャー	興和化学(株)KSM0601HM2、 付属品…延長受信機:興和	1	521,640	H29.1.24
5階	中研(音)	403010707	ピアノ	ヤマハUX-30A	1	699,370	H3.5.31
5階	パソコン研修室	410023671	ホワイトボード	コクヨBB-R736W1W1	1	68,250	H11.3.26
地階	東地下室	354006750	書架	JIS規格品棚板天地8段小見出し各1、フックサポート各棚1	1	146,000	S55.1.14
地階	東地下室	354007552	中量物品棚	日本ファイリング66G-14	1	90,000	S55.3.29
地階	東地下室	354007560	中量物品棚	日本ファイリング66G-14	1	90,000	S55.3.29
地階	東地下室	354007579	工具キャビネット	110M-03	1	125,000	S55.3.24
ホール	2階ホワイエ	354007420	応接ソファ	ライオンS-15	1	50,000	S55.3.4
ホール	2階ホワイエ	357008362	絵画(額入り)	「おやすみコピンチョ」長充也作15号(寄付)	1	500,000	S57.9.22
ホール	映写室	407023213	つい立	パネルスクリーン	1	92,288	H8.3.22
ホール	映写室	407023477	スポットライト	松村電機 KJ-6	1	494,400	H7.6.15
ホール	映写室	407023485	スポットライト	松村電機 KJ-6	1	494,400	H7.6.15
ホール	映写室	421021474	舞台用照明器具(キノンピンス ポットライト)	松村電機製作所 SUPERSOL-1003SR/e	1	1,732,500	H22.1.7
ホール	映写室	421021482	舞台用照明器具(キノンピンス ポットライト)	松村電機製作所 SUPERSOL-1003SR/e	1	1,732,500	H22.1.7
ホール	音響室	354006971	コンデンサーマイク	ソニーC-38B	1	79,500	S54.12.25
ホール	音響室	354006980	コンデンサーマイク	ソニーC-47	1	147,500	S54.12.25
ホール	音響室	354006998	コンデンサーマイク	ソニーC-55P	1	66,600	S54.12.25
ホール	音響室	354007005	コンデンサーマイク	ソニーC-55P	1	66,600	S54.12.25
ホール	音響室	354007130	オープンリールテープデッキ	ナショナルRS-1500U	1	170,000	S55.1.14
ホール	音響室	413017485	MDプレーヤー	タスカム、MD-801RMK2	1	183,750	H13.6.25
ホール	音響室	425023710	ホール用デジタルミキサー	ヤマハ CL-3、ヤマハ Ri o3224-D、	1	2,781,450	H26.1.8
ホール	音響室	426021016	ホール用音響システム	BOSE ESP-002	1	3,542,400	H27.3.13
ホール	舞台	42701616	ホール用音響機器	BOSE社: RM5520, RM7060, LT9403, DS16SB, 802- 3SG, 620M JBL: LSR305	1	3,553,200	H28.2.12
ホール	音響室	428013773	コンデンサー マイクロホン	SONY C-38B	1	143,380	H29.1.27
ホール	舞台	426021636	マルチスキャン スイッチャー	興和化学 KSM0601 HM2	1	450,360	H27.3.20
ホール	舞台	428005320	ホール吊幕(諸幕)	(株)ナカヤマ 貫八綾別珍・防災品	1	2,472,120	H28.7.27
ホール	舞台	428017450	ボーダーライト	松村電気製作所 BL3-9 150W/ハロ ゲン×63灯 上下・中区分 L=12.6 m	1	1,436,400	H29.3.17
ホール	音響室	50001770	カセットレコーダー/CDプ レーヤー/USBメモリーレ コーダー	CD-A580	1	71,280	H30.3.30
ホール	映写室	50004367	ワイヤレスアンプ式	WA-2800CD、WM-1220 (×2)、WTU-1820	1	179,280	R1.7.31
ホール	倉庫		平台	3尺×6尺×4寸	1	56,100	R2.3.16
ホール	倉庫		平台	3尺×6尺×4寸	1	56,100	R2.3.16
ホール	倉庫		平台	3尺×6尺×4寸	1	56,100	R2.3.16
ホール	倉庫		平台	3尺×6尺×4寸	1	56,100	R2.3.16
ホール	倉庫		平台	3尺×6尺×4寸	1	56,100	R2.3.16
ホール	倉庫		平台	3尺×6尺×4寸	1	56,100	R2.3.16
ホール	倉庫		平台	3尺×6尺×4寸	1	56,100	R2.3.16
ホール	倉庫		平台	3尺×6尺×4寸	1	56,100	R2.3.16
ホール	倉庫		平台	3尺×6尺×4寸	1	56,100	R2.3.16
ホール	倉庫		平台	3尺×6尺×4寸	1	56,100	R2.3.16
ホール	倉庫		平台	3尺×6尺×4寸	1	56,100	R2.3.16
1階	ロビー	50007093	AED(自動体外式除細動器)	フィリップスジャパン ハートス タートHS1+e	1	198,000	R3.1.19
ホール	ホール控室(1)		センターテーブル	オカムラ8329BA-W913	1	84,700	R3.2.9
1階	ロビー	50008268	自動検温システム	(株)ディービーアイ マルチターミナル UFT-2 060TM(付属品)フロアスタンド UFT-FSTN D	1	162,800	R4.2.24
1階	ホール		ワイヤレスHDMI送受信機(2分 配)	サンワサプライ VGA-EXWHD7N	1	97,130	R5.1.27
1階	南側玄関	50009799	自動検温システム	(株)ディービーアイ マルチターミナル UFT-2 060TM(付属品)フロアスタンド UFT-FSTN D	1	168,300	R5.2.9
1階	車庫	50009811	電動式ブレード除雪機	ホンダSB800e(J)	1	308,000	R5.2.14

生涯学習センターにおける現状の職員体制



職種 (職名)	雇用関係	月勤務日数	担当する業務内容	資格等
館長	常勤	常勤	受託業務統括	
総務係長 (出納員)	常勤	常勤	事業計画・報告、予算・執行・契約・経理・決算、給与、施設の利用許可、係統ほか	
事務職員	非常勤	月 19 日	利用者の応接案内・利用受付・貸出・利用料収入事務・収入・支払事務、自販機管理・手数料徴収、福利厚生	
事務職員	非常勤	月 19 日	利用者の応接案内・利用受付・貸出・利用料収入事務、施設予約システム・メール管理、利用統計調査	
事務職員	非常勤	月 19 日	利用者の応接案内・利用受付・貸出・利用料収入事務、職員の旅費、団体交流室支援、入居団体負担金	
事務職員	非常勤	月 19 日	利用者の応接案内・利用受付・貸出・利用料収入事務、文書発送・收受、郵券管理、貸出物品管理	
生涯学習係長	常勤	常勤	生涯学習事業全体企画、係統括、県民カレッジ講座企画・運営、生涯学習講座企画・運営、FB管理ほか	社会教育士
生涯学習指導員	常勤	常勤	生涯学習情報誌「生涯学習とっとり」企画・編集、生涯学習講座企画・運営、統計資料作成、ふれあい文庫	社会教育士
生涯学習指導員	常勤	常勤	県民カレッジ講座企画・運営、生涯学習講座企画・運営、ホームページ等管理	社会教育士
生涯学習相談員	非常勤	月 19 日	生涯学習情報提供 (システム運用、県民カレッジ登録等)、家庭教育支援講座、その他情報提供	
生涯学習相談員	非常勤	月 19 日	生涯学習支援事業 (「まなび」の支援・加入促進)、生涯学習展示コーナー、ランチタイムコンサート、生涯学習相談事業	
生涯学習相談員	非常勤	月 19 日	生涯学習講座企画・運営、まちの保健室	
技術管理係長	常勤	常勤	係統括、施設・設備の整備計画と保全管理、舞台技術、消防計画策定実施ほか	甲種防火管理者、危険物取扱者 (乙種第四類)、産業廃棄物管理責任者
技術職員	非常勤	月 19 日	施設・設備保全管理、危機管理・貸出物品準備及び指導、電気関係点検・管理、物品管理、駐車場管理	
警備員 2名交替	非常勤	週 21 時間程度	施設点検、警備、開閉館・環境美化・清掃衛生	

資料 1 1

生涯学習センターにおける外部委託及び賃貸借の状況

1 委託契約（複数年度）

(金額単位：千円)

番号	委託の内容	契約総額	契約期間
1	警備委託	1, 252	H31.4.1～R6.3.31
2	消防設備等保守点検委託	1, 757	H31.4.1～R6.3.31
3	エレベータ保守点検委託	6, 984	H31.4.1～R6.3.31
4	ホール吊物保守点検委託	4, 777	H31.4.1～R6.3.31
5	庭園管理委託	1, 229	H31.4.1～R6.3.31
6	清掃作業等委託（貯水槽清掃・害虫防除・フィルター清掃・環境衛生管理を含む）	38, 430	H31.4.1～R6.3.31
7	グリストラップ清掃及び排出汚泥処理委託	437	H31.4.1～R6.3.31
8	電気保安委託	1, 870	H31.4.1～R6.3.31
9	空気調和機保守点検委託	2, 114	H31.4.1～R6.3.31
10	冷温水発生機保守点検委託	5, 490	H31.4.1～R6.3.31
11	ホール照明設備保守点検委託	3, 953	H31.4.1～R6.3.31
12	ホール音響設備保守点検委託	1, 644	H31.4.1～R6.3.31
13	中央監視装置保守点検委託	2, 735	H31.4.1～R6.3.31

2 委託契約（単年度：令和4年度実績）

(金額単位：千円)

番号	委託の内容	契約金額	契約期間
1	ふるさと再発見生涯学習講座（自然）旅行募集及び実施業務委託	98	R4.4.1～R4.5.14
2	とっとり県民カレッジ講座ライブ配信及び講座運営補助業務委託	1, 020	R4.6.6～R4.12.3
3	中研修室（4・5）抗菌処理業務委託	198	R4.6.15～R4.8.31
4	健康セミナー「生涯学習講座」開催に係る業務委託	942	R4.9.1～R4.12.17
5	ふるさと再発見生涯学習講座（歴史）旅行募集及び実施業務委託	115	R4.9.5～R4.11.20
6	県民ふれあい会館WEBサイト制作委託	855	R5.2.13～R5.3.31

3 賃貸借契約

(金額単位：千円)

番号	賃貸借の内容	契約金額	契約期間
1	事務所用パソコン等賃貸借契約	3, 7 4 5	H31. 4. 1～R6. 3. 31
2	事務所用ノートパソコン賃貸借契約	2 7 2	H31. 4. 1～R6. 3. 31
3	館内情報案内掲示システム賃貸借契約	5 7 0	H31. 4. 1～R6. 3. 31
4	館内情報案内掲示システム用パソコン賃貸借契約	1 3 6	H31. 4. 1～R6. 3. 31
5	会計システム等賃貸借契約	2, 2 1 0	H31. 4. 1～R6. 3. 31
6	パソコン研修室用ファイアウォール賃貸借契約	5 8 8	H31. 4. 1～R6. 3. 31
7	ホール用プロジェクター賃貸借契約	8 8 1	H31. 4. 1～R6. 3. 31
8	公用車賃貸借契約	3, 1 0 2	H31. 4. 1～R6. 3. 31
9	複合機賃貸借契約	単価契約	H31. 4. 1～R6. 3. 31
1 0	電話交換設備賃貸借契約 (再リース)	2 3 8	R4. 4. 1～R5. 3. 31
1 1	DLP 方式プロジェクター等賃貸借契約 (再リース)	3 3	R4. 4. 1～R5. 3. 31
1 2	ノートパソコン賃貸借契約 (再リース)	2 3	R4. 4. 1～R5. 3. 31

※長期契約及び令和4年度の単発ものについて記載

覚 書

鳥取県教育委員会事務局社会教育課（以下「甲」という。）及び鳥取県総務部人権局人権・同和対策課（以下「乙」という。）は、令和3年4月20日に締結した鳥取県立生涯学習センター及び鳥取県立人権ひろば21ふらっとに係る管理運営経費の負担について定めた覚書（以下「原覚書」という。）の一部を変更する覚書を次のとおり締結する。

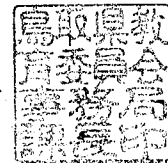
第1条 原覚書の別紙を別添のとおり改める。

上記覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年2月28日

鳥取県教育委員会事務局社会教育課長

西尾 麻都子



鳥取県総務部人権局人権・同和対策課長

宮田 晴江



(注) 本覚書で使用する名称の定義は、次のとおりとする。

- 1 「生涯学習センター」とは、鳥取県立生涯学習センターの指定管理者のことをいう。
- 2 「人権ひろば21」とは、公益社団法人鳥取県人権文化センター及び鳥取県立人権ひろば21ふらっとの指定管理者のことをいう。

(別紙)

1 基本的な考え方

- (1) 鳥取県立生涯学習センターの建物のうち、乙の所管する区画(別添図面参照)に係る維持管理費は、人権ひろば21の負担とする。具体的な維持管理費の項目と負担方法は下記2のとおりとする。
- (2) 本覚書に定めのないことについては、甲乙協議の上決定する。

2 維持管理費の負担方法

(1) 光熱水費

ア 電気料金

(ア) 生涯学習センターが小メーターの計測を行い、人権ひろば21に毎月請求する。

(イ) 人権ひろば21は、請求額を生涯学習センターが指定した期日までに、指定された方法により支払う。

イ 水道料金(含む、下水道料金)

(ア) 生涯学習センターが、同センター宛てに請求のあった金額を基に入居人数割りで算出した金額を人権ひろば21に毎月請求する。算出に使用する入居人数は、人権ひろば21の職員数とする。(月の途中で人数が変更となった場合は、変更後以降新たな職員数で日割計算する。)

(イ) 人権ひろば21は、請求額を生涯学習センターが指定した期日までに、指定された方法により支払う。

ウ ガス料金(給湯)

(ア) 生涯学習センターが、同センター宛てに請求のあった金額を基に入居人数割りで算出した金額を人権ひろば21に毎月請求する。算出に使用する入居人数は、人権ひろば21の職員数とする。(月の途中で人数が変更となった場合は、変更後以降新たな職員数で日割計算する。)

(イ) 人権ひろば21は、請求額を生涯学習センターが指定した期日までに、指定された方法により支払う。

エ ガス料金(冷暖房)

(ア) 生涯学習センターが、休館日を除く全館冷暖房使用期間の日数に応じて、鳥取県行政財産使用料条例備考1、7及び8、並びに公有財産事務取扱要領第5の2に準じて計算した金額を人権ひろば21に翌年度の4月に請求する。

(イ) 全館冷暖房使用期間外に人権ひろば21が冷暖房を使用した場合は、その使用日数に応じて上記(ア)に記載した方法で算出した金額を上記(ア)の請求額に加算する。

(ウ) 人権ひろば21は、請求額を生涯学習センターが指定した期日までに、指定された方法により支払う。

(2) 清掃費等

ア 清掃委託料

(ア) 清掃は生涯学習センターが全館一括で委託契約し、同センターが契約額を基に面積割りで算出した金額を人権ひろば21に毎月請求する。算出に使用する面積は、鳥取県立生涯学習センターの建物のうち、人権・同和対策課の所管する区画の面積(鳥取県の財産台帳に記載された面積)とする。

(イ) 人権ひろば21は、請求額を生涯学習センターが指定した期日までに、指定された方法により支払う。

イ 廃棄物収集運搬委託料

(ア) 廃棄物収集運搬は生涯学習センターが全館一括で委託契約し、同センターが契約額を基に面積割りで算出した金額を人権ひろば21に毎月請求する。算出に使用する面積は、鳥取県立生涯学習センターの建物のうち、人権・同和対策課の所管する区画の面積(鳥取県の財産台帳に記載された面積)とする。

(イ) 人権ひろば21は、請求額を生涯学習センターが指定した期日までに、指定された方法により支払う。

(3) 内線電話使用料

ア 電話は生涯学習センターが全館一括で契約し、同センターが人権ひろば21の使用する内線電話の台数に基づいて算出した金額を人権ひろば21に毎月請求する。

イ 人権ひろば21は、請求額を生涯学習センターが指定した期日までに、指定された方法により支払う。

(4) 修繕料

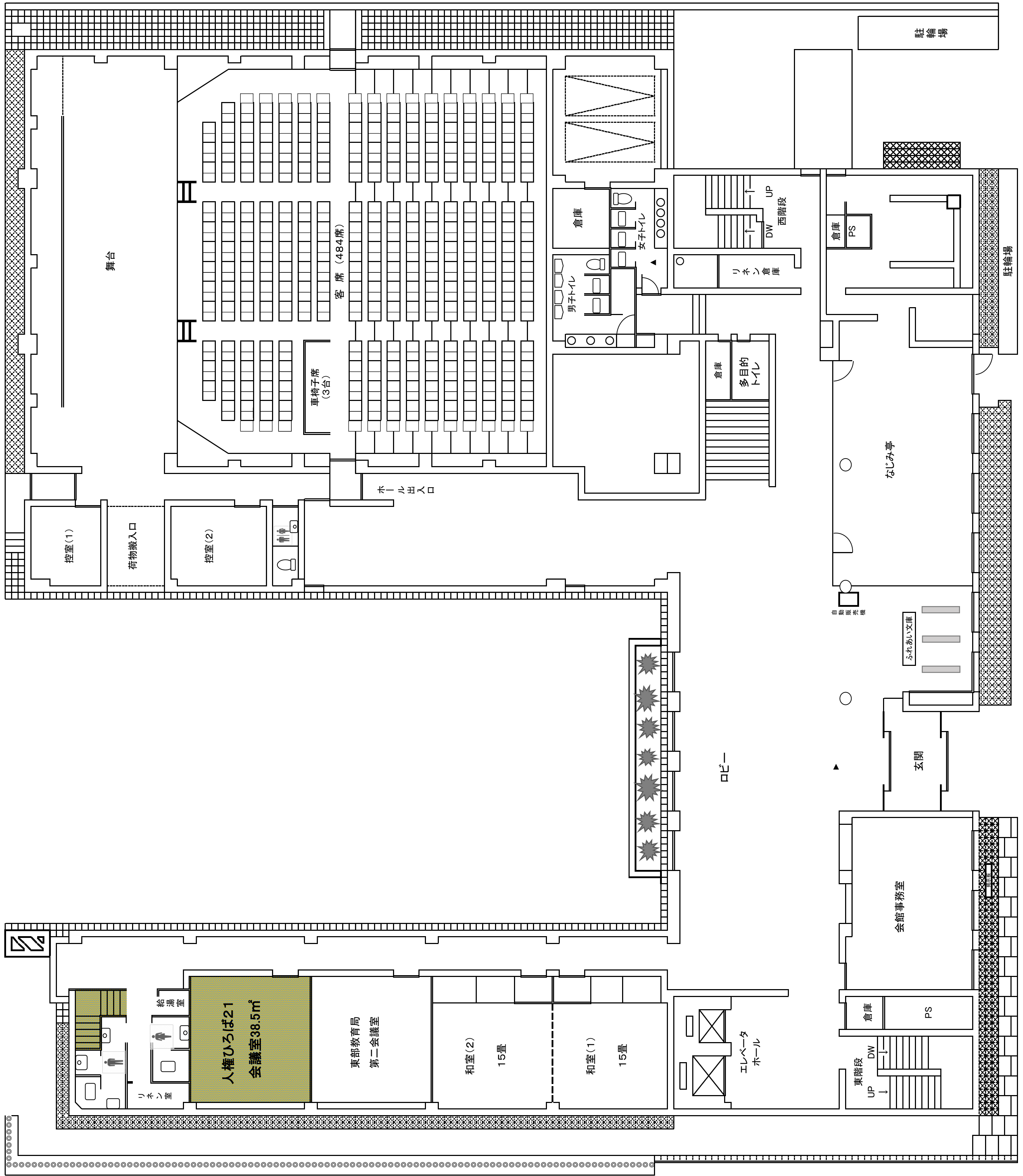
ア 鳥取県立生涯学習センターの建物の構造体に係るもの及び構造体と一体となっている設備並びに生涯学習センターが保守業務を外部委託している設備等の修繕に係る修繕料は、生涯学習センターが負担する。ただし、その原因が人権ひろば21の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

イ 上記ア以外の人権・同和対策課の所管する区画(別添図面参照)に係る内装及び日常の使用により発生する不具合等の修繕料は、人権ひろば21が負担する。この場合の修繕とは、建具の改修、壁紙、床材の張り替え、トイレ等の配管のつまりの修繕等を言う。

ウ 生涯学習センターと人権ひろば21は、上記ア、イに係る修繕を行う場合、事前に両方で協議し、合意の上実施することとする。

エ 本書に定めのない部分の修繕については、甲乙協議の上決定する。

別添



1階平面図



2階平面図